

**逗子市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託  
公募型プロポーザル方式事業者選考実施要領**

1 目的

この募集要領は、逗子市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託について、適切かつ円滑に履行できる受託者を選定すべく、公募型プロポーザル方式による受託者選定（以下「プロポーザル」という。）に関する必要な手続き等を定めるものとする。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 逗子市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙「逗子市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託一般仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年1月19日まで
- (4) 発注者 逗子市長 桐ヶ谷 寛
- (5) 事務局 逗子市環境都市部環境都市課 担当 大竹（以下「事務局」という。）  
住所：〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16  
電話：046-873-1111（内456） F A X：046-873-4520  
メールアドレス：kankyo@city.zushi.lg.jp

3 参加募集

逗子市（以下「本市」という。）ホームページにおいて公表する。

4 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加者が1者以上で実施する。

5 提案見積上限額

契約金額上限 9,837,300円（税込）

本業務の履行にかかる全ての経費を含むものとし、この金額を超える見積書を提示した場合は失格とする。

6 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、一つの企業が本業務に関する複数の企画提案に参加することはできない。

(1) 企業に関する事項

- ア 本業務に関する仕様書の内容を適切かつ確実に履行できる事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- イ 単独事業者又は共同企業体であること。
- ウ 参加申し込み時点で、逗子市競争入札参加資格登録名簿に記載されていること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び逗子市暴力団排除条例（平成 23 年逗子市条例第 15 号）第 2 条各号（第 4 号を除く。）に規定する暴力団等でないこと。
- ケ 国又は地方公共団体との契約に関して、本業務の参加申込を表明する時点で履行期限までの間に指名停止を受けている期間がないこと。
- コ 法人又はその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。

## (2) 企業の実績に関する事項

### ア 法人の業務実績

地方公共団体が発注した同種業務（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共施設等への太陽光発電設備等の導入支援事業（第 1 号事業の 3））の調査・検討業務）または類似業務（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業（第 1 号事業の 1））の調査・検討業務）に係る業務の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。

＊共同企業体である場合は代表構成員となる会社が実績を有すること。

### イ 配置技術者

- ① 主任技術者、管理技術者、照査技術者は、地方公共団体が発注した同種業務（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（公共施設等への太陽光発電設備等の導入支援事業（第 1 号事業の 3））の調査・検討業務）または類似業務（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援事業（第 1 号事業の 1））の調査・検討業務）に係る業務の契約を元請けとして締結し完了した実績があること。ただし、技術者の兼務は認めない。

＊共同企業体として実施した実績を記載する場合は、代表構成員以外であっても実績に含めて良い。

- ② 配置する技術者は、参加表明する会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書提出以前に連続して 3 か月以上の雇用関係）にあること。

## 7 プロポーザルの日程

次のとおりとする。なお、日程は都合により変更する場合がある。

実施日	内 容
2023 年（令和 5 年） 6月20日（火）～ 6月 30日（金）	◆実施要領等の公表 ※本市ホームページにおいて要領・様式等公表
2023 年（令和 5 年） 6月20日（火）～ 6月 30日（金）	◆実施要領等に関する質問受付 ※詳細は、「10 質問の受付及び回答」参照
2023 年（令和 5 年） 7月 4日（火）	◆実施要領等に関する質問に対する回答 ※本市ホームページにおいて公表
2023 年（令和 5 年） 7月 4日（火）～ 7月11日（火）	◆参加申込書及び資格審査書類の受付 ※詳細は、「9 参加申込書等の提出方法について」参照
2023 年（令和 5 年） 7月14日（金）	◆参加資格確認（1次審査）結果の通知 ※郵送にて結果の通知
2023 年（令和 5 年） 7月21日（金）	◆提案書及び提案見積書の提出期限 ※詳細は、「9 参加申込書等の提出方法について」参照
2023 年（令和 5 年） 8月 2日（水）	◆プレゼンテーション及びヒアリング（2次審査） ※詳細は、「11 選考方法及び結果通知」参照
2023 年（令和 5 年） 8月上旬	◆最優秀者及び優秀者の選出、結果通知 ※郵送にて結果の通知
2023 年（令和 5 年） 8月中旬	◆事業者の決定 ※本市ホームページにおいて公表
2023 年（令和 5 年） 8月下旬	◆業務委託契約締結

## 8 参加申込書等の交付

令和5年6月20日（火）から本市のホームページにおいて参加申込書等の交付を開始する。

## 9 参加申込書等の提出方法について

### （1）参加申込書の提出時

ア 提出期限 令和5年7月11日（火）17時まで

イ 提出書類 「別表1」に掲げる書類

ウ 留意事項

（ア）提出書類について、提出後の追加及び変更は認めない。

（イ）提出書類は返却しない。

（ウ）提出書類の作成及び提出に要する費用は提案者の負担とする。

（エ）提出書類は、逗子市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開

されることがある。

(オ) プロポーザルへの参加により、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 提案書及び提案見積書の提出時

ア 提出期限 令和5年7月21日(金) 17時まで

イ 提出書類 「別表2」に掲げる書類

ウ 提案内容 別紙「仕様書」に基づき、次の項目について提案する。提案にあたっては、項目ごとに検討内容及び手法等を具体的に記述すること。

(ア) 業務実施方針

(イ) 業務実施体制

(ウ) 地域特性、環境特性等の調査・検討

(エ) 太陽光発電設備の導入可能性検討

(オ) 優先導入施設の選定及び詳細検討

(カ) 導入方針、導入計画案の作成

(キ) 独自提案

(ク) 工程計画

(3) 提出場所及び方法

提出場所は事務局とし、提出方法は持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日曜日、休日を除く8時30分から17時までとし、郵送の場合は必着とする。

10 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、実施要領、仕様書及び提出書類の作成に関するものとし、審査(評価)に関する質問は受け付けない。質問については、「別表3」に掲げる書類を使用すること。

(1) 提出期限 令和5年6月20日(火) 午前8時30分から同年6月30日(金) 17時まで

(2) 提出場所 事務局

(3) 提出方法 電子メール(本要領2記載アドレス)のみとする。メール送付後、必ず事務局へ電話連絡すること。

(4) 回答方法 質問があった場合は、令和5年7月4日(火)に本市ホームページに掲載することにより回答する。

(5) その他 質問に対する回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

11 選考方法及び結果通知

(1) 参加資格確認(1次審査)

本要領9により提出された参加申込書類等について、書類審査を実施する。

ア 1次審査の得点(満点12点)の高い上位3者を1次審査通過者とする。

イ 同一得点が2人以上となった場合は、参加資格要件に定める法人の同種業務実績の多い者を上位とし、この実績も同じ場合は県内実績数が多い方を上位とする。なお、それでも同じ場合は、くじ引きにより決定する。

- ウ 参加者が3者以下の場合は、参加者全員を1次審査通過者とする。
- エ 本要領6に定める内容を満たさない参加申込は審査の対象としない。
- オ 審査結果は、参加申込者に文書にて通知する。
- カ 審査の基準
  - (ア) 参加申込者の技術力
  - (イ) 配置予定技術者の技術力

(2) プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン」という。）（2次審査）

1次審査通過者によるプレゼンを2次審査として実施する。

ア 日程

令和5年8月2日（水）を予定

イ 出席者

出席者は3名以内とし、本業務における主任技術者は必ず出席すること。

ウ 方法

プレゼンは、本要領9(2)ウに記載の順で説明するものとし、持ち時間を概ね50分（準備5分、説明20分、質疑応答20分、片付け5分）を予定。

エ 事務局が準備する物品

ホワイトボード1台、プロジェクター及びスクリーン1組は事務局で用意する。ただし、パソコン等、プレゼンに必要な物品は提案者が用意すること。

オ その他

- (ア) プレゼンは非公開で実施する。
- (イ) プレゼンでは、提案書類の提出時に添付していない資料等の追加は認めない。

(3) 審査による最優秀者の選定

ア 方法

評価委員は全提案者のプレゼン終了後、その内容について個々に評価項目ごとに審査する。1次審査と2次審査の合計得点（満点50点）から算出する評価値が高い順に受託候補者とする。「公募型プロポーザル方式による逗子市公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務委託選考委員会規程」にもとづくものとし、評価項目は「別表4」のとおり。なお、2者以上が同一の点数となった場合は、提案見積金額の低い方を上位とし、見積金額も同じ場合は、くじ引きにより決定する。

イ 審査結果

審査の結果について、審査終了後すべての2次審査参加者に文書にて通知する。

ウ 審査基準

- (ア) 業務提案書
- (イ) プレゼン

12 プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼン実施日の前日17時までに事務局へ辞退届(第10号様式)を持参し提出することとし、期限以降の辞退は原則認めない。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるもの

ではない。

### 13 契約の締結

審査の結果、受託候補者と本業務の契約交渉を行い、速やかに契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当し受託候補者と契約が締結できない場合には、審査結果が次順位の事業者を新たに受託候補者として契約交渉を行うものとする。

- (1) 受託候補者が審査後に本要領6に定める参加資格要件を満たすことができなくなった場合
- (2) 受託候補者と契約交渉が成立しない場合
- (3) その他の理由により受託候補者と契約の締結が不可能となった場合

### 14 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、本市の判断により契約締結時において、受託候補者が提案書により行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

### 15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 必要書類を期限までに提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為等があったと認められる場合
- (4) 本実施要領に違反した場合
- (5) その他、本業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生した場合

### 16 その他の留意事項

- (1) 提出書類の記載内容に関する責任は提案者が負うものとする。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (4) 配置予定技術者は、原則として変更することはできない。
- (5) 審査結果の説明を求める場合は、審査結果通知を発送した翌日から起算して3日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する事務局の対応は次のとおりとする。
  - ア 書面により回答する。
  - イ 回答に対する異議は認めない。
- (6) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

別表 1

提出書類	様式区分	書類名称	提出部数
参加申込 書類一式	第1号	◆参加申込書	1部
	第2号	◆会社概要 ・資本金、従業員数、売上高等記載 ・会社パンフレット等添付	8部
	第3号	◆法人の業務実績 1件以上、最大5件まで ・業務実績を確認できる書類添付 (契約書/仕様書の写し等)	
	第4号	◆配置予定技術者の経歴 業務実績 1件以上、最大5件まで ・業務実績を確認できる書類添付 (テク リス等) ・配置予定技術者ごとに作成 ・有資格者は、資格証写し (添付)	
	第5号	◆業務実施体制 ・配置予定の主任技術者、管理技術者、 照査技術者を記載	
	第6号	◆参加資格がある旨の誓約書	
	第7号	◆共同事業体の結成 ・共同事業体の構成について記載	
	—	◆納税証明 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税 証明書並びに法人市民税及び固定資産税 に係る納税証明書	

別表 2

提出書類	様式	書類名称	提出部数
提案書及び 提案見積書	第 8 号	◆提案書（表紙）	正本 8 部
	第 9 号	◆提案書 ・各 A 4 判 1 ページ以内とする。 ・目次はページ番号を記載しない。 ・文字サイズ 10.5 ポイント以上 ・下部中央にページ番号を振る。	8 部  (電子媒体) CD-R 1 枚
	任意	◆提案見積書 ・別冊とする。 ・A 4 判 ・提案見積書（消費税抜きの金額） ・見積内訳書（提案見積書の内訳）	1 部  (社印、封緘)
プロポーザ ル辞退届 (必要時)	第10号	◆辞退届	正本 1 部

別表 3

提出書類	様式	書類名称	提出部数
質問書	第 11 号	◆質問書	1 部

別表 4

区分	評価種別	評価項目	評価の詳細項目	配点	評価基準
1 次 審 査	企業の技術力	企業の技術的 能力	過去の業務実績	3	参加資格要件に定める業務実績
	配置予定技術 者の技術力	主任技術者の 技術的能力	過去の業務実績	3	参加資格要件に定める業務実績
		管理技術者の 技術的能力	過去の業務実績	3	参加資格要件に定める業務実績
		照査技術者の 技術的能力	過去の業務実績	3	参加資格要件に定める業務実績
2 次 審 査	業務提案書	提案内容	業務実施方針	5	業務実施手順及び業務計画の的確性
			業務実施体制	5	関連する職種の技術者の配置
			技術検討	10	創意工夫を勘案した精緻さ 本業務の主旨をしっかりと理解した上 での提案となっているかを評価 補助金の主旨を理解した上での提案と なっているかを評価 要求する提案項目以外に独自に提案す る精緻さ
			業務工程の内容	5	実現性や経済性、手順及び工程等の的確 性など
	プレゼンテー ション	表現力及び専門技術力		5	説明の明瞭さ
		取組姿勢		5	質疑に対する的確かつ丁寧な応答
	見積額	経済性		3	見積り価格